

主要記事の要旨

電子情報と法

—電子情報の進展に法はどのように対応してきたか—

大山英久

- ① 本稿は電子情報の進展に対する法的対応について概観したものである。まず、今日のようにインターネットが一般的になってきた過程を紹介し、次いでネットワークで扱われる電子情報の特質や法的な問題点を記し、最後にこれまでの法的な対応状況を記している。さらに別表では、制定された主な法律を年代順に記載し、改正法については簡単な改正点を記した。新規制定法については参考資料にその目的を記した。
- ② インターネットは、1969年にアメリカ国防総省のDARPAが構築したネットワークが始まりだと考えられている。1990年代半ば以降、商用ネットワークの出現、パソコンやブラウザの一般化もあって、インターネットは一般に普及していった。そして、情報通信技術の進展はコンピュータや通信回線の高機能大容量低価格化をもたらし、インターネットの普及を一層加速し、それに伴いネット上の情報量も増え、内容も多様化していった。
- ③ 電子情報には、一般的に保有や利用に競合性や排他性を持たないという特質がある。そして情報通信技術の進展は、情報を自由に加工し、距離に関係なく同時に多くの人に送信することや、様々な情報を入手することを容易にした。このことはまた、ネット上に無責任な情報や不正確な情報をもたらしたり、ウィルス、不正アクセス、データ破壊、プライバシーの侵害、著作権侵害、個人情報の不正使用などの問題を生じさせた。
- ④ 当初は、コンピュータデータの破壊や書き換え、プログラムの複製などが主な問題であったが、ネットワークの利用が進むにつれて、様々な問題が発生してきた。プライバシーの侵害や著作権侵害などに関係して、プロバイダーの責任も問題となった。また個人の情報が容易に利用できることから個人情報保護法の制定や、知的財産の利用や保護のために、著作権法などの改正、知的財産基本法の制定などが行われた。
- ⑤ ネットワークの進展に伴って、ネット上での商取引も活発になり、それに伴って電子契約の法制化が求められた。また、消費者を保護し、また取引の安全性を図るため、電子署名や認証などの技術が取り入れられ、それに伴う立法も行われた。
- ⑥ ネット上の情報が豊かになり、自由に使えることがより求められているが、権利保護を図ることも重要な課題である。この利用と保護のバランスが今後の施策の鍵となろう。
- ⑦ 情報通信と放送の融合のように、情報技術の進展に法的対応が追いつかない状況も生じているが、情報法という切り口で、法的枠組みを見直すことも必要となろう。

電子情報と法

—電子情報の進展に法はどのように対応してきたか—

大 山 英 久

目 次

はじめに

- I インターネットの進展
- II 電子情報の特質と法的問題点
- III 法的な対応状況
 - 1 ネットワークを利用した犯罪
 - 2 プライバシー、個人情報
 - 3 知的財産
 - 4 電子商取引

おわりに

別表 電子情報に対する主な法的対応状況

参考資料

はじめに

情報通信分野では、技術の進展に伴い、インフラ面での高性能化、低価格化が急速にすすんでいる。即ち、コンピュータの高性能化と低価格化、通信回線の大容量化・高速化と低価格化である。これに伴って利用者が急速に拡大し、扱われる電子情報の内容も多様となり、質的な面でもかなり向上したものとなってきた。このように情報通信を取り巻く世界においては、ほんの10数年前には考えられないような変化が生じている。特にインターネットの進展は、社会経済の様々な局面を変えてきている。また、社会経済だけでなく政治の世界にも浸透しだしている。今後もどのようなスピードでどのような方向に進んでいくのか予測しがたい。

電子情報は、容易に編集したり複製したりすることができ、発信が容易で多くの人に同じ情報を瞬時に提供することができる、などの特質を持っている。同時に、簡単な操作で情報が消去できてしまい、消去すると何も残らなくなってしまうという欠点もある。さらに、コンピュータやネットワークの進展は、多様かつ最新の情報の入手を容易とした。この結果、インターネットは、様々な便益をもたらし、また、ビジネスチャンスを作り出すなどのプラス面をもたらしたが、同時に、新たな問題も生じてきた。これに対しては法制度面では、民法、刑法、行政法、知的財産法等の分野で、法律を改正したり新たな法律を制定するなどの対応を行ってきた。しかし、電子情報を法の対象としなければならないようになってからまだ20~30年、インターネットが一般的に利用されるようになってからまだ10年あまりしか経ってないことから

当然であるが、法的対象としては若くて新しい分野である。そして、情報化の進展に伴い、その対象範囲は急速に拡大し、新たな法的枠組みが模索されている。

近年、「情報法」という概念で、情報に関連した法的問題が扱われるようになってきた。もちろん、「情報法」という法はない。電子情報の進展に伴って生じた様々な法的問題を、情報を切り口として、横断的にみていこうというものであって⁽¹⁾、これまでの憲法から民法、刑法、行政法、知的財産法などの法に加えて、新たに制定された法が含まれたものとなっている。

本稿は、情報化⁽²⁾の進展に伴って生じた問題に対して、法はどのように対応してきたかについて概観的にまとめたもので、これによって、現在の「電子情報と法」の状況を俯瞰しようとするものである。まず、今日のようにインターネットが一般的になってきた過程を紹介し、次いでネットワークで扱われる電子情報の特質や法的な問題点を記し、最後にこれまでの法的な対応状況を記している。さらに別表では、制定された主な法律を年代順に記載し、改正法については簡単な改正点を記した。新規制定法については、参考資料にその目的を記した。ただし、電子情報に関連した法は多岐にわたっているので、そのすべてに触れているわけではない。また、電子政府に関することは、本稿では扱っていない。

I インターネットの進展

情報技術 (Information Technology 以下ITとする。)⁽³⁾の歴史を見たとき、次のような3つのパラダイムに分けて考えられるという⁽⁴⁾。第1

(1) 宇賀克也・長谷部恭男編著『法システム3 情報法 (改訂版)』放送大学教育振興会, 2006, p.1.

(2) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)(平成12年法律第144号)第2条は、「高度情報通信ネットワーク社会とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて…」となっているが、本稿でも、「情報」というときに、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて扱われる情報を主として取り上げる。

(3) 最近ではICT (Information Communication Technology) の用語がよく使われる。

のパラダイムは、ITが情報をより速く効率的に処理するための技術だった時代。第2のパラダイムは、ネットワークが進化した時代。そして現在は新たに知覚機能を提供する時代（アンビエント情報社会⁽⁵⁾）という、第3のパラダイムの入り口に差し掛かっている、というものであり、また現在は、分断されたIT機器を統合的に利用可能にすることで「何時でも、どこでも、誰でも」情報に触れられるユビキタス社会⁽⁶⁾が実現しつつある、ともいわれている。第3のパラダイムがどうなるかはわからないが、第1、第2のパラダイムについては、異論のないところであろう。即ち、「1960年代から1980年代にかけて、コンピュータ技術はめざましい変貌を遂げた。もともと孤立した計算機として考案されたコンピュータが、通信手段」ともなり、「異なる規格のコンピュータ間の長距離通信」が当たり前の現実となり、「今日では、情報が離れた場所へ瞬時に伝わる」のは「コンピュータ技術に備わる特性と考えられるようになった」のである⁽⁷⁾。

インターネットは、アメリカ国防総省高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency 以下DARPAとする。）⁽⁸⁾が構築した、研究機関の間を結んだネットワークARPAネットが、その始まりだといわれている。1969年にルーターにあたる機器のIMP（インターフェー

ス・メッセージ・プロセッサ）ができあがって、アメリカ西海岸の4箇所に設置し、それを専用電話回線で結んで最初のARPAネットができあがった。次いで東海岸にARPAネットのノードが構築され、AT&Tの回線で東海岸と西海岸が結ばれ、全米を覆う形ができあがった⁽⁹⁾。ネットワークといっても簡単なメールや小さなファイルをやり取りする程度のものである。「ARPAネットの建設者達は、利用者兼生産者という自分たちの二重の役割を果たすために、システムの発展を管理する新しいパラダイムを採用した」、「ARPAの革新的なネットワーク技術が、…軍の事業として形成されたことを忘れてはならない。…その哲学とは、多種多様な部分からなる分散型ネットワークシステムをつくるということ」というように⁽¹⁰⁾、今日のインターネットの使われ方や形態を見ると、誕生地点において既に、その方向性の原点がみられるといえよう。

しかしARPAネットを利用できるのは、基本的にはDARPAの軍事研究をしている大学、研究機関、企業等に限られていた。これに参加できない研究者や大学などが次第に独自のネットワークを構築し始め、全米科学財団（National Science Foundation 以下NSFとする。）も資金援助を行った。ARPAネットは、1983年にそのプロトコルをTCP/IPとした⁽¹¹⁾。また同年、国防

(4) 白井均・西尾章治郎「経済教室 ITの未来、知覚機能に」『日本経済新聞』2007.7.9.

(5) アンビエントとは「周辺の、環境の」意で、アンビエント社会とは、人とITが共存し自然な形でかかわりあう、ユビキタス社会の次の情報化社会。

(6) 1992年に行われた情報スーパー・ハイウエーに関連した講演を引用して、「これは10年以上の前の発言である。すでに前年マーク・ワイザーが提唱したユビキタスという概念についても（講演で（筆者注））言及している。日本ではマーク・ワイザーがとうに亡くなった頃になって、ユビキタスが騒がれるのはアナクロニズムで残念である」（脇英世『インターネットを創った人たち』青土社、2003、p.294.）というような見方もある。

(7) ジャネット・アバテ（大森義行・吉田晴代訳）『インターネットをつくる—柔らかな技術の社会史』北海道大学図書刊行会、2002、pp.5-6.

(8) 1958年2月7日に設立された当初の名称はARPA（Advanced Research Projects Agency）で、1972年3月23日、DARPAと改称されたが、93年2月22日、再びARPAと改められた。さらに、96年2月10日、またDARPAとなって現在に至っている。“ARPA-DARPA: The History of the Name” The Defense Advanced Research Projects Agency（<http://www.darpa.mil/>）

(9) 脇 前掲注(6) pp.164, 181.

(10) アバテ 前掲注(7) pp.10, 202.

(11) 1974年に発表されたTCP/IPプロトコルの原形を改訂して、1980年1月に「国防総省トランスミッション・コ

総省はARPAネットを軍用のMILネットと研究用のARPAネットに分割した。パーソナルコンピュータが研究者等に普及したこともあり、これ以後、ローカルなネットワークがARPAネットに接続されるようになり、研究者がインターネット⁽¹²⁾を利用できるようになって、「インターネットは、以前にもまして民用の性格をはっきり帯びることになった」⁽¹³⁾のである。

1986年には、NSFは自らNSFネット（全米学術ネットワーク）を設立し、インターネットの運営に参加するようになった。さらに、NSFとARPAとで相互接続が取り決められ、「米国内のほとんどすべての大学がインターネットを利用できるようになり、インターネットは実質的に文民のためのネットワーク⁽¹⁴⁾」となっていった。そして、1988年から1989年にかけて、インターネットの基幹ネットワークは、老朽化したARPAネットからNSFネットに切り替えられた。

1990年に、WWW（World Wide Web）⁽¹⁵⁾のアイデアが公開された。同じ年にARPAネットは廃止された。1993年にはブラウザのモザイク（Mosaic）が公開された。「インターネットが普及したのはモザイクがあったから⁽¹⁶⁾」とも言われている。1994年にはモザイクの商業版といえるネットスケープが開発された。ウェブの普及によって「インターネットは、研究手段から大衆メディアへの移行を完了⁽¹⁷⁾」した。また、

1979年にUNIXユーザーによって考案されたUSEネットからインターネットプロバイダー的な事業が発生して、1994年には最初の営利目的のインターネット・サービス・プロバイダーが誕生している⁽¹⁸⁾。

商用ネットワーク基盤の進展に伴い、商用を禁止していたNFSネットは1995年にその使命を終えて廃止され、「米国政府によるインターネット基盤の所有は終りを告げた⁽¹⁹⁾」のである。さらに同年、Windows95が発売されて、インターネットの利用が一般に普及するようになり、また、ビジネスにも利用する可能性が開かれていった。

今日では、インターネットを通じて情報をやり取りすることは当たり前のようになっているが、このようにインターネットが商用化されて自由に利用できるようになってから、まだわずか10年あまりのことである。現在、日本におけるインターネット利用人口は、8,754万人と推計されている⁽²⁰⁾。このような急速な技術の進展と利用の拡大は、これまでになかった新たな問題を生じさせることともなった。以下にインターネットをめぐる主なできごとを、年代順に整理しておく。

- 1969年 アメリカ国防総省高等研究計画局（DARPA）がARPAネットを構築
- 1971年 最初のインテルチップが開発される

ントロール・プロトコル」とした。同年、米軍はTCP/IPを正式な軍用プロトコルとして採用し、82年に軍用ネットワークであるARPAネット上ではTCP/IPだけを使うことになり、83年にはARPAネットからTCP/IP以外のプロトコルは消えた。（脇 前掲注(6) pp.203-204.；アバテ 同上 pp.197-200.）

(12) 接続されたネットワークの集まりを意味する標準的な用語としてインターネットが使われるようになったのは1980年代初期になってからである（アバテ 同上 p.205.）。

(13) 同上 pp.258-259.

(14) 同上 pp.266-270.

(15) インターネットで標準的に用いられるドキュメントシステムで、最も多く利用されているアプリケーション。

(16) 脇 前掲注(6) p.263.

(17) アバテ 前掲注(7) p.301.

(18) 脇 前掲注(6) pp.238, 239.

(19) アバテ 前掲注(7) p.277.

(20) 平成18年の利用人口は8,754万人で人口普及率は68.5%、平成9年は1,155万人で9.2%と推定。（総務省『平成19年 情報通信に関する現況報告』p.151.）

- 1975年 マイクロソフトの設立
- 1983年 ARPAネットのプロトコルがTCP/IPとなる
- 1986年 全米科学財団 (NSF) がNSF ネットを設立
- 1990年 ARPAネットが廃止される、WWWがつくられる
- 1993年 ウェブブラウザであるモザイクが公開される
- 1994年 ネットスケープの開発
- 1995年 ヤフーの設立、アマゾンのオンラインストア開設、NSFネットが廃止され、基幹ネットワークが完全に商用化、Windows95の発売、インターネット・エクスプローラーの開発
- 1998年 グーグルの設立

II 電子情報の特質と法的問題点

例えば、有体物である土地や物の場合、一般的に、ある者がその土地や物を所有していれば、他の者がその土地や物を同時に所有して利用することはできない。ところが、「情報」は、大勢の者が同時に同一の情報を保有し、利用することができる。このように情報の特質として、土地や物のような有体物と異なって、その保有や利用についての競合性や排他性をもたない、ということがあげられる。すなわち、情報には、「消費の排他性」が無いといえよう。また、情報それ自体は財物に含まれないため、そ

して窃盗罪、横領罪は、客体が財物に限られていることから、情報それ自体を取得しても、窃盗罪も横領罪も成立しない⁽²¹⁾。

コンピュータが利用され始めた初期において問題となったのは、コンピュータのデータを破壊したり、データを不正に書き換えて不当な利益を得たりすることであった。これに対しては、昭和62年に刑法を改正⁽²²⁾して対応した。刑法は電磁的記録を文書にあたらないとしていたため、電磁的記録という概念を導入（刑法第7条の2）し、コンピュータの電磁的記録の偽造・損壊・毀棄などに対し、電磁的記録不正作出罪・同供用罪等（刑法第161条の2）、電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）、電磁的記録毀棄罪⁽²³⁾（刑法第258条、259条）の規定を設け、さらに、電算機のデータを不正に書き換えて、不法の利益を得たりしても詐欺罪に当たらない⁽²⁴⁾ことから電子計算機使用詐欺罪（刑法第246条の2）⁽²⁵⁾の規定を設けることで、処罰できることとした。また、許諾なくプログラムを複製して利用するというような問題⁽²⁶⁾が生じたが、これに対しては、昭和60年に著作権法を改正⁽²⁷⁾して、コンピュータ・プログラムは著作物にあたることとした。

インターネットの普及とそれを支える技術やコンピュータの進展は、電子情報をネットワーク上で流通させることを極めて容易にした。距離に関係なく、遠隔地でも電子情報を迅速かつ大量に送信することが可能となった。また、文字情報だけでなく音声、画像、動画などの情報

(21) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) p.203.

(22) 昭和62年法律第52号

(23) 公用文書等毀棄罪および私用文書等毀棄罪の客体に電磁的記録を加える形で行われた（宇賀・長谷部編著 前掲注(1) p.212.）。公正証書原本不実記載罪（第157条第1項）も電磁的記録を加える形で改正した。

(24) 刑法第246条の詐欺罪は、「人を欺いて財物を交付させた者は、…」となっている。

(25) 本罪の適用については、橋爪隆「電子計算機使用詐欺罪」『刑法の争点』（ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 2）有斐閣、2007, pp.194-195.など。

(26) 例えば、スペース・インベーダー・パートII事件、東京地裁昭和57年12月6日判決。ビデオゲームのゲームの内容を表現するソフトウェア・プログラムは著作権法にいう著作物に当たり、同プログラムのコンピュータ・システムの記憶装置（ROM）への収納行為は複製行為に当たる（『判例時報』1060号、1983.1.21, pp.18-22.; 『判例タイムズ』482号、1983.2.1, pp.65-69.）。

(27) 昭和60年法律第62号

を送信できるようになっていった。さらに1対1だけでなく、同時に多くの相手と情報をやり取りすることができるようになってきている。情報の受け手は、自分のコンピュータ上で、受け取った情報を容易に、複製、保存、編集等を行うことができ、それをまた他の人に容易に提供できるのである。このように今日では、誰でもが様々な形態の電子情報を、瞬時に、場所を問わずに、簡単に、そして時には匿名で、追加的費用もほとんどかからずに、多くの人に伝達できるのである⁽²⁸⁾。そして、一旦地理的、時間的、メディア的制約を超えてネットワーク上を流通し始めたテキスト、画像、映像、音楽などの電子情報は、延々と流通する可能性がある⁽²⁹⁾。

このようなインターネットの進展に伴って、インターネット上での違法行為や問題が生じ、新しいタイプの犯罪も発生してきた。インターネットを通じたコンピュータ・システムに対するものとして、不正アクセス、データの窃取・改ざん・破壊、ウイルスによるデータの破壊やシステムの機能障害、DOS攻撃⁽³⁰⁾によるシステムの機能障害などがあげられる。インターネットの利用に関するものとしては、迷惑メール、名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害、個人情報の不正使用、脅迫、なりすましや詐欺、児童買春の仲介、麻薬や銃器などの販売（流通が法律で規制されているもの）、猥褻な情報の陳列・頒布・販売、などがある⁽³¹⁾。またこれに伴って、プロバイダーの責任や電子商取引の問題なども生じている。さらにインターネットにおける匿名性が、このような状況を一層加

速している。

ところで、誰もが情報発信できるということは、ネット上には雑多な情報が溢れだすということでもあり、以前では限られた者にしかできなかった出版や放送に近いことを行うことも可能になったのである。このことは逆に、出版において行われていた編集段階でのチェックや放送前の原稿チェックなどが行われないうまま、情報が発信されているとすることができる⁽³²⁾。このためインターネット上には、無責任な情報や不正確な情報も溢れているという状況が生じている。

また、個人による情報通信が量的にも質的にも飛躍的に拡大したということは、個人情報も容易に収集、利用される機会が増大することにもなる。このことは、個人情報が、本人と無関係に、あるいは、本人の意思に反して利用される可能性が広がっていることを意味しており、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、個人の権利を侵害する機会が増大することにもなった。そして以前であればこれらの被害は、主に著名人に限られていたものが、一般の個人にまで及び始めている⁽³³⁾。

III 法的な対応状況

このような問題に対処するために、有害情報へのアクセス制限などのような保護対策を講じたり、刑法等の伝統的な法体系での対応が難しい問題に対しては、法律を改正したり新たに立法を行うなどの対応措置が行われてきた⁽³⁴⁾。

また、インターネット上の取引における電子署

(28) 酒匂一郎『インターネットと法』（リーガルクリニック叢書）信山社、2003、p.97。

(29) 堀部政男編著『インターネット社会と法（第2版）』新世社、2006、p.195；宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.131, 138。

(30) 大量のデータなどを送りつけて、システムをダウンさせたりサービスを提供できなくするもの。

(31) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.209-210；酒匂 前掲注(28) p.13。

(32) 酒匂 同上 pp.12, 22.；「今日のような豊かな社会になると、「書く人」は「読む人」の段階を経ないでいきなり「書く人」になる」（鹿島茂「いきなり「書く人」」『図書』704号、2007.11、p.1.）ため、ネット上でもこのような情報がさらに増大しているという面もあると思われる。

(33) 堀部編著 前掲注(29) p.194。

(34) ネットワーク犯罪に対しては、情報技術の発展のスピードに立法が十分に対応できていない面がある（園田寿「ネットワーク犯罪」『刑法の争点』（ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 2）有斐閣、2007、pp.242-243.）。

名や認証などの仕組みの工夫も行われてきた。

1 ネットワークを利用した犯罪

ネットワーク犯罪としては、ネットワークを介した間接のものと、ネットワーク上での直接のものがある。間接的なものとしては、詐欺、密売や児童買春の仲介などのように、他のやり方で行われている犯罪を、ネットワークを利用して行うものである。直接的なものとしては、わいせつ物公然陳列、児童ポルノ頒布、名誉毀損、著作権侵害、その他違法情報の発信などの、ネット上での直接的な違法行為である⁽³⁵⁾。

コンピュータのデータを不正に書き換えて、不法の利益を得たりする犯罪に対しては、上記のように、昭和62年に刑法を改正して電子計算機使用詐欺罪の規定を設け、処罰できるようになったが、情報化の進展に伴ってインターネットを利用して、外部の全く関係ない者が他のコンピュータに不正にアクセスすることが生じてきた。不正なアクセスは詐欺のみならず、データの改ざんやプライバシーの侵害をも引き起こす可能性がある。そこで、インターネットを利用してコンピュータにアクセスしてデータを改ざんしたり、不正に閲覧することなどを規制するため、平成11年、新たに「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(不正アクセス禁止法)(平成11年法律第128号)を制定した。クレジットカード等の電磁的記録を不正に作出して悪用する行為に対しては、平成13年に刑法を改正⁽³⁶⁾して対応した(刑法第163条の2～5)。

ネットワーク利用詐欺としては、インターネット・オークションなどのネットワーク上で

の売買からんだ詐欺が問題であるが、そこでの盗品販売を防止するために、平成14年に「古物営業法」を改正⁽³⁷⁾した。

わいせつ物公然陳列、わいせつ物頒布などのサイバーポルノについては、刑法第22章「わいせつ、姦淫及び重婚の罪」で規制される。さらにアダルト情報等の規制のために、平成10年に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が改正⁽³⁸⁾された。平成11年には、児童保護のため、児童ポルノの頒布・販売を規制した、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ処罰法)(平成11年法律第52号)が、平成15年には、出会い系サイトでの児童保護のため「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号)が新たに制定されている⁽³⁹⁾。

また、平成11年に、組織犯罪対策を目的として「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」(平成11年法律第137号)が新たに制定された。これは薬物事犯、集団密航、銃刀法違反、組織的な殺人などの犯罪に対する電話の傍受が典型的な対応であるが、ネットワークによる通信の傍受にも適用される⁽⁴⁰⁾。

2 プライバシー、個人情報

1890年、アメリカにおいてプライバシー権が最初に提唱されたが、それは「1人にしておかれる権利(right to be let alone)」(放っておいてもらう権利)と理解されていた。日本においては、昭和36年に提訴された三島由紀夫の小説『宴のあと』の裁判⁽⁴¹⁾で、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」とし

(35) 酒匂 前掲注(28) p.55.

(36) 平成13年法律第97号

(37) 平成14年法律第115号

(38) 平成10年法律第55号

(39) 堀部編著 前掲注(29) p.186.

(40) 酒匂 前掲注(28) p.80.

(41) 昭和39年9月28日東京地方裁判所判決(「プライバシーの権利侵害による不法行為の正否」『判例時報』385号, 1964.10.21, pp.12-32.)

てプライバシー権が認められた。その後、個人の私的な生活領域における自己決定権（私事に介入されない権利）を含むようになり、さらに情報化社会の進展に伴って、「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利（individual's right to control the circulation of information relating to oneself）」（自己情報コントロール権）、すなわち、個人情報のみだりに収集・利用・伝達されない権利を含むものになった⁽⁴²⁾。このようにプライバシー権は、財産権などのような古典的権利と異なり、最近になって生成した新しい権利⁽⁴³⁾であるため、憲法にも明文で規定されていない⁽⁴⁴⁾。

インターネット上でのプライバシー侵害や名誉毀損に対する法的対応としては、名誉毀損（刑法第230条、230条の2）、侮辱（刑法第231条）、不法行為（民法第709条）、名誉回復処分（民法第723条）などの条項があげられる⁽⁴⁵⁾。

さらに、インターネット利用者による著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害などについてプロバイダーの責任を明確にするために、平成13年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）（平成13年法律第137号）⁽⁴⁶⁾が新たに制定された。この法律は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限と

発信者情報の開示を請求する権利について定めたものである⁽⁴⁷⁾。すなわち、プロバイダーはどのような場合に賠償責任が免れるか、またどのような場合に、権利を侵害された者がプロバイダーに発信者情報の開示を求めることができるか等を定めたものである。この法律は民事責任について規定するもので、刑事責任を規定する特別な法律は今のところない⁽⁴⁸⁾。

インターネット社会は、プライバシー侵害や個人情報の利用が容易になされやすい。そしてこのようなプライバシー保護の延長線上に、個人情報の保護があると考えられるが、ネットワーク化された高度情報化社会を構築していく上でも、個人情報の保護や利用のあり方を規定する必要があった。

まず、昭和63年12月には行政機関における電子計算機処理にかかる個人情報の保護対策の基本的事項を定めた「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（行政機関電算機個人情報保護法）（昭和63年法律第95号）が制定された。そしてこの法の不備を補い⁽⁴⁹⁾、民間部門まで含めた個人情報保護に関する基本法制である、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）（平成15年法律第57号）と、昭和63年法を全面改正した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機

(42) 堀部編著 前掲注(29) pp.106-107.

(43) プライバシーの権利は、日照権とともに、判例によって確立された数少ない権利の一つである（田中成明「法とは何か＝法の役割＝新しい権利 13回」『時の法令』1360号, 1989.8.30, p.23.）。

(44) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.19,86.

(45) 酒匂 前掲注(28) pp.22-24.

(46) この法律は、分散型のP2Pソフトが著作権を侵すことを阻止することを意図すると思われる（宇賀・長谷部編著 前掲注(1)p.129.）。

(47) 特定電気通信とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信で、公衆によって直接受信されることを目的とするものは除かれる。したがって、放送や電子メールの送信は除外される。そして、特定電気通信役務提供者は、この電気通信のための設備を用いて他人の通信を媒介し、その他他人の通信の用に供する者で、発信者は、役務提供者の用いる通信設備の記録媒体に情報を記録し、またはその設備の送信装置に情報を入力した者で、その情報が不特定のものに送信されるもの者に限っている（「プロバイダー責任制限法」第2条1～4号）。；酒匂 前掲注(28) pp.28-30.

(48) 酒匂 同上 p.84.

(49) 個人情報保護法制の検討は、「行政機関電算機個人情報保護法」の単なる見直しではなかった（堀部編著 前掲注(29) p.112.）。

関個人情報保護法) (平成15年法律第58号)⁽⁵⁰⁾、及び関連法案として「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(独立行政法人個人情報保護法) (平成15年法律第59号)、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」(平成15年法律第60号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成15年法律第61号)の個人情報保護関係5法が、平成15年5月に制定された。

「個人情報保護法」は、個人情報保護の基本法としての性格と、民間部門における個人情報保護という一般法的性格を併せ持ったものとなっている。第3条の基本理念では「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」となっており、これは「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)⁽⁵¹⁾によれば、憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示しているとしている。また、同法は、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、…(中略)…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」(同法第1条)を目的としたものである。これについては、「個人情報の有用性と個人の権利利益の保護を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要であるという認識を示したものと見えよう⁽⁵²⁾」という見解、「『個人情報の有用性』と『個人の権利利益の保護』とのバランスをとることを目的としている⁽⁵³⁾」という見解、さらには「個人情報の利用の拡大、個人情報の有用性が

強調されている点が特徴的であるといえる⁽⁵⁴⁾」というような見方もある。

3 知的財産

「知的財産法」は、無体財産である情報の利用行為を規制したり制限することによって、情報の財産的価値を保護し、新たな創造を促すための法律といえ、知的財産権は有体物を保護する所有権と対比して考えられる⁽⁵⁵⁾。しかし、「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)は存在するが、「知的財産法」と称する法律はない。「知的財産」とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」(「知的財産基本法」第2条第1項)であり、「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」(「知的財産基本法」第2条第2項)である。具体的な法律としては、特許法、著作権法、商標法、実用新案法、意匠法、半導体集積回路の回路配置法(集積回路のレイアウト)、種苗法、不正競争防止法などがあげられる。このようなさまざまな法律や規定が知的財産法として一つの法分野を形成しているのは、情報を保護対象とするという点で共通性を有するからである⁽⁵⁶⁾。しかし、情報を一方的に保護するというのではなく、権利者と利用者の利益のバランスを図る必

50) 本法は、インターネット利用の電子政府に対応する個人情報保護法であるといえる(堀部編著 前掲注29) p.124.)。

51) 内閣府 <<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kihonhoushin-kakugikettei.pdf>>

52) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) p.93.

53) 堀部編著 前掲注(29) pp.117-118.

54) 酒匂 前掲注(28) p.40.

55) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.170-171, 173, 176.

56) 同上 pp.168-169, 171.

要がある⁽⁵⁷⁾、と考えられている。

また、標識の無断利用を規制する法律である商標法や不正競争防止法2条1項1号・2号等は「標識法」と称し、知的創作の成果である発明や著作物を保護する特許法や著作権法は、「創作法」と称して扱われることもある⁽⁵⁸⁾。商標は、消費者が商品を購入するときの選択の基準となるものであり、販売側にとっては、それまでに蓄積された商品の品質に対するあかしであり、そのブランドは企業間で競争が行われる際には有力な武器となるものである。このように、需要者の混同を防止し、企業の品質維持向上のインセンティブを確保するために設けられたのが、「標識法」である。一方「創作法」は、模倣を規制し、情報の利用にかかる独占的利潤を創作者に還流させることにより、人間の知的創作活動へのインセンティブを生み出し、技術の発達や文化の発展を促すためのものである⁽⁵⁹⁾。

情報は容易に国境を越えることができるので、知的財産を保護するためには国際的な対応が必要である。このため、既に19世紀末に「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(ベルヌ条約)⁽⁶⁰⁾と「工業所有権の保護に関するパリ条約」(パリ条約)⁽⁶¹⁾が成立している。さらに、1995年1月には世界貿易機関(WTO)の「知的財産の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPs協定)、1996年12月には世界知的所有権機関(WIPO)の新条約(WIPO著作権条約「著作

権に関する世界知的所有権機関条約」、WIPO実演・レコード条約「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」)が成立している⁽⁶²⁾。

デジタル技術は、品質を維持したままで情報を複製あるいは加工し、またそれを送信することを可能とする。一方、デジタルであるがゆえに、契約者以外利用できないようなアクセスコントロール、複製や加工を防ぐ、あるいはコピー回数を制限するなどのコピー・コントロール⁽⁶³⁾などの手段を取ることができる⁽⁶⁴⁾。さらに、デジタルコンテンツに権利者情報や利用許諾条件の情報を組み込むことによって、権利管理が可能となり、違法行為の発見も容易となる。しかし、新しい技術が出現すると直に、その組み込まれた条件を除去したり改竄したりするような、技術が無効にする技術が出現してくるのである。このような状況に対応するためにはなんらかの規制制度が必要であり、1996年のWIPO新条約を受けて、平成11年に「著作権法」の改正⁽⁶⁵⁾と「不正競争防止法」の改正⁽⁶⁶⁾が行われた⁽⁶⁷⁾。

「不正競争防止法」⁽⁶⁸⁾は、「工業所有権の保護に関するパリ条約ハーグ改正条約」(1925年)の批准に関連して昭和9年(1934年)に制定されたもので、工業所有権(発明特許、実用新案、意匠及びプロトタイプ、商標又はサービスマーク、商号、原産地又は原産地名称等)の保護を中心としたものであった。企業活動における秘密情報の重要性が増大してきたことから、平成2年の

(57) 酒匂 前掲注(28) p.102.

(58) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) p.169.

(59) 同上 pp.174-175.

(60) 1886年9月9日。著作権の保護に関するもの。

(61) 1883年3月20日。特許法や不正競争防止法など著作権法以外の知的財産法に関するもの。パリ条約については「商標法」第4条1項2号で規定している。

(62) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) p.179.

(63) 「技術的保護手段」～著作権法2条1項20号、「技術的制限手段」～不正競争防止法2条5項

(64) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.185, 187.

(65) 平成11年法律第77号

(66) 平成11年法律第33号

(67) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.186-187.

(68) 現行法は、平成5年法律第47号で、「不正競争防止法」昭和9年法律第14号の全部改正として制定。

改正⁽⁶⁹⁾で営業秘密の不正取得を不正競争行為の一類型とし、また、差止請求権を規定した。そして平成15年の改正⁽⁷⁰⁾で、刑事罰を導入した(現在の第21条、22条)。しかし、「この刑事罰は、一部の行為類型には適用されず、また刑法への情報窃盗罪の新設は、大掛かりな議論となるため、当面困難であろう。…(中略)…個人情報保護法の体系の中に個人情報窃盗罪を新設すべきであろう⁽⁷¹⁾」という意見も見られる。

ドメイン名の紛争処理に関しては、平成12年に、日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)が「JPドメイン名紛争処理方針」⁽⁷²⁾を定めているが、法によるものでなかった。しかしドメイン名が次第に商標に類似する経済的意味を持つようになったため、平成13年の不正競争防止法の改正⁽⁷³⁾(第2条第1項第12号)によって、ドメイン名も明示的にその規制対象に加えられることになった⁽⁷⁴⁾。

情報がデジタル化したことによって複製や加工が容易になり、さらにネットワーク化が進んだため、それらを瞬時に広範囲に流通させることが可能となった。このため、頻繁に著作権法を改正して、情報化の進展に適合させ、また、著作権侵害の可能性に対しては、権利保護を強化してきた。以下、主なものを年代順に記しておく⁽⁷⁵⁾。

- 昭和60年 プログラムの定義をし、著作物の例示にプログラムの著作物を追加⁽⁷⁶⁾。
- 昭和61年 有線放送の定義を改め、有線放送事業者・有線通信・データベースを定義⁽⁷⁷⁾。
- 平成9年 無線・有線のインタラクティブ送信を「自動公衆送信」、自動公衆送信、放送、有線放送を含む公衆への送信全体を「公衆送信」と定義。その他、送信可能化を公衆送信権として著作者の権利化、実演家の実演に対する送信可能化権の付与、レコード製作者の送信可能化権の付与⁽⁷⁸⁾。
- 平成11年 技術的保護手段の定義、回避装置等の製造、頒布等を刑事罰によって規制、著作物に付されている権利管理情報の定義、その不正除去、改変等を規制⁽⁷⁹⁾。
- 平成12年 視聴覚障害者のため、パソコン・ネットワークによる点字データの自由な保存及び送信を承認、視聴覚障害者のため、パソコン・ネットワークによるテレビ音声の自由な字幕送信を承認⁽⁸⁰⁾。

(69) 平成2年法律第66号

(70) 平成15年法律第46号

(71) 堀部編著 前掲注(29) p.175.

(72) 日本ネットワークインフォメーションセンター <<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/index.html>>

(73) 平成13年法律第81号

(74) 酒匂 前掲注(28) pp.119-122.

(75) 堀部編著 前掲注(29) pp.233-239, 252.

(76) 昭和60年法律第62号

(77) 昭和61年法律第64号

(78) 平成9年法律第86号。放送、有線放送、インターネットによって公衆に著作物を送信する行為は「公衆送信」であり、送信していないがサーバにアップロードした段階で「送信可能化」となり、公衆送信とみなされる。ファイルログ事件(2001年11月から提供し、2002年4月東京地裁差止め命令。同様なものとして、ナップスター事件がある。)における音楽ファイルのダウンロードのように、公衆送信権や送信可能化権(著作権法23条1項)を侵害しているのは、個々の利用者であるが、直接侵害していないがファイル交換サービスを提供した会社が、送信可能化権侵害とされている。(宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.181-183.; 酒匂 前掲注(28) p.98.)

(79) 平成11年法律第77号

(80) 平成12年法律第56号

- 平成14年 受信した「放送番組」をインターネットで無断再送信することを防止するため、放送事業者と有線放送事業者に送信可能化権を付与⁽⁸¹⁾。
- 平成15年 遠隔授業における教材や試験等での試験問題の送信を承認⁽⁸²⁾。
- 平成18年 放送の同時再送信の円滑化、障害者福祉・薬事行政・特許審査関係などでの権利制限、著作権等保護の実効性の確保⁽⁸³⁾。

著作権法は権利保護だけでなく公正な利用を図っていくという面も併せ持っており、そのバランスをとりながら文化の発展を目指すことを目的⁽⁸⁴⁾としていることから⁽⁸⁵⁾、近年においては、上記に見られるように権利制限の見直しもすすめられている⁽⁸⁶⁾。データベースにおいても、編集著作物（著作権法12条）として保護されていたが、昭和61年に著作権法を改正⁽⁸⁷⁾して、「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの」（著作権法12条の2）を著作物として保護するとした。しかしながら、著作権法のもとでは、個々の素材や情報の収集に多くの労力や費用をかけても、創作性がないとみ

なされれば保護の対象とはならない⁽⁸⁸⁾。創作性のあるデータベースでも、データのみを使って別の体系のデータベースを作成すれば著作権侵害とはならない。しかしそれではデータベース作成のインセンティブが確保できない。そこで、たとえ著作物性の否定されるデータベースであっても、作成に相当の費用を要したものであるならば、そのデータを無断で利用販売する行為に対しては、民事的な損害賠償を認めている⁽⁸⁹⁾。

4 電子商取引

商取引は、取引当事者同士が相対し、契約書等の書面を交付する方法で行われる。しかし、パソコン、携帯電話、それに高速なインターネットの普及によってネット上での取引、電子商取引が拡大していった。電子商取引の主な特徴として、①非対面性・匿名性、②距離的・時間的制約の解消、③ペーパーレス化、④機械（非対人）取引などがあげられる⁽⁹⁰⁾。

電子商取引の拡大は、電子的な方法を用いて締結される契約（「電子契約」）の拡大を意味しており、それに伴う法的問題や法的トラブルが発生する可能性も増大した。このため、平成13

(81) 平成14年法律第72号

(82) 平成15年法律第85号

(83) 平成18年法律第121号。文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律 特集・第165回国会主要成立法律」『ジュリスト』1329号, 2007.3.1, pp.65-70.

(84) 「著作権法」では、第1条の「公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」における「公正な利用」と「権利保護」とを、一般的には同一レベルと解釈している。（吉田大輔「著作権制度における今日的課題 連載・知的財産法の新潮流 第21回」『ジュリスト』1333号, 2007.4.15, pp.102-108.）

(85) 堀部編著 前掲注(29) pp.244-246.

(86) 茶園成樹「著作権法の最近の諸問題—権利制限に関する3つの問題 特集・知的財産法の新展開—知財立国への法整備」『ジュリスト』1326号, 2007.1.1-15, pp.62-74.; 甲野正道「著作権行政をめぐる最新の動向について」『コピーライト』45巻539号, 2006.3, pp.2-26.; 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」平成18年1月, <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/pdf/singi_houkokusho_1801.pdf>

(87) 前掲注(77)

(88) 酒匂 前掲注(28) p.107.

(89) 東京地裁平成13年5月25日中間判決。自動車データベースについて著作物性が否定されたが、他人のデータベースを複製し販売した行為が不法行為に当たるとされた事例（『判例時報』1774号, 2002.4.11, pp.132-144.）。; 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.190-191.

(90) 堀部編著 前掲注(29) p.136.

年に「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（電子契約法）（平成13年法律第95号）⁽⁹¹⁾を新たに制定した。また、平成14年に「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）を改正⁽⁹²⁾して、通信販売における電磁的方法による広告（電子メールによる商業広告の送りつけ）を規制した。

隔地者間の契約は、民法では、承諾の通知を發した時成立するとした發信主義をとっている（民法第526条第1項、第527条）。しかし、「電子契約法」では、到達主義をとっていて、電子承諾通知を發する場合は、民法の規定を適用しないと定めている（電子契約法第4条）。「到達時」と簡単に記すが、電子データではかなり複雑である。経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」⁽⁹³⁾によれば、次のようにしている。電子メールの場合は、受信者が指定した、あるいは通常取引に使用しているサーバのメール・ボックスに承諾通知が記録されたときが到達時となる。それ以外のサーバのメール・ボックスに送信された場合は、そこに承諾通知が記録され、受信者がその情報を取り出したときを到達時という。また、いずれも、読み取り可能な状態で記録されていなければならない。ただし、承諾通知が一旦記録された後に消失した場合は、到達していると解される。インターネット通信販売等では、申込者のモニター画面上に承諾通知が表示されたときを到達時としている⁽⁹⁴⁾。このように電子情報においては、従来と扱いの異なった対応が必要となる。

さらに消費者保護のため、消費者が画面に従って申し込みを行う場合、操作ミスにより誤った意思表示をした場合、事業者が消費者の意思の有無について確認を求める措置を講じて

いない場合は、消費者は錯誤による意思表示の無効を主張できる（電子契約法第3条）としている。表示画面で、消費者に容易にわかるように表示していない、あるいは消費者が申し込み内容を容易に確認し訂正できるようにしていないなどは、顧客の意に反して売買契約もしくは役務提供契約の申し込みをさせようとする行為としている（特定商取引法施行規則第16条第1項第1号・2号）。また、通信販売に関する広告規制として、商品等の価格や対価、代金や対価の支払い方法と時期、商品等の引渡し時期や提供時期、返品特約などの一定の事項を表示するよう義務づけている（特定商取引法第11条第1項）⁽⁹⁵⁾。

消費者保護等の目的のために、各種法律の規定で、契約における書面の交付等を義務付けているが、電子商取引の進展に伴って、書面の交付等は電子商取引の実情に合わないという問題が生じてきた。そこで、平成12年に「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（IT書面一括法）（平成12年法律第126号）によって、書面の交付または書面による手続きを義務付けている50本の法律を改正して、電磁的方法による契約を容認した。さらに平成16年に、書面による保存に代えて電磁的方法による保存等を認めた、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第150号）（2法を合わせてe-文書法）を新たに制定した⁽⁹⁶⁾。

電子商取引の拡大は、新たな取引機会を生み

(91) 酒匂 前掲注(28)では、「民法特例法」と略している。

(92) 平成14年法律第28号

(93) 平成14年3月に「電子商取引等に関する準則」として公表され、その後ほぼ毎年改定され、平成19年3月には表記のようにタイトルを変更。経済産業省〈<http://www.meti.go.jp/press/20070330011/denshishoutori3.pdf>〉

(94) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.142-146.

(95) 同上 pp.148-150, 163.

(96) 宇賀・長谷部編著 前掲注(1) pp.150-152.; 堀部編著 前掲注(29) p.136.

出す一方、インターネットのもつ非対面性や匿名性によって、情報漏えい、改ざん、成りすまし、事後否認などの従来の取引にないリスクを生じさせる。このようなリスクに対応する有効な手段として、暗号化技術を使い、公開鍵暗号と認証局による認証を利用する電子署名が技術的に利用できるようになった。さらにそれを法的に保証するために平成12年に「電子署名及び認証業務に関する法律」（電子署名法）（平成12年法律第102号）が新たに制定された。電子署名とは、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」、「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」の2つの要件を満たすものである（電子署名法第2条第1項）。そして、電子メッセージなどの電磁的記録は、電子署名がされている時は、真正に成立したものと推定されるとした（電子署名法第3条）のである。また、同年に「商業登記法」も改正⁽⁹⁷⁾されて、電子証明書による認証制度も加えられた⁽⁹⁸⁾。

おわりに

情報機器やネットワークの高機能化、高速化、低価格化がすすんでいるが、今後ともこの傾向は強まるとともに、情報の自由な利用、公共分野における情報化、電子商取引の促進などが一層求められていくであろう。情報の利用と保護に関しては、著作権法に見られるように、権利保護が強すぎると利用が阻害される一方、利用規制が弱すぎると権利保護が阻害されて権利者のモチベーションが低下するので⁽⁹⁹⁾、利用と保護とのバランスが図られていく必要がある

り、これがこれからの情報と法の問題を考えていく上での鍵になるのではないかと考えられる。また、電子商取引等においては更なる安全性や信頼性が求められていくであろう。

情報化社会の進展に伴って次々と新たな問題点が発生したが、それに対しては、個別に、現行法の解釈で対応する「解釈的対応論」、解釈では限界があるので一部を改正する「一部改正的対応論」、そのいずれでも対処できないので新たに立法化する「新立法的対応論」などの対応が図られてきた⁽¹⁰⁰⁾。また、電子情報が利用されるようになった当初は、法的な問題としては主にコンピュータそのものに係る問題が中心であり、刑法等を改正することで容易に対応できた。しかし、ネットワークの時代に入ると、無体物である情報に対する法的対応も進んできたとはいえ、問題は多方面にわたり、いまだ対応は十分とはいえない。技術の進展とのギャップも大きい。

コンピュータとネットワーク技術の進展に伴い、インターネットによる情報発信や情報アクセスが世界規模で拡大しており、また、インターネット通信と放送の境界も融合し始めている。情報を伝達するメディアは歴史的に、印刷、通信、放送の順で登場し、それに対応して法も発展してきたが、今日では、これらの境界が融合するような形で進展しており⁽¹⁰¹⁾、その結果様々な問題も生じてきている。例えば、IPマルチキャスト放送と有線放送の問題がある。IPマルチキャスト放送は、中継局に送られた放送を蓄積し、中継局で受けた個々の依頼に応じて放送を送信するという形態の放送であるため、通信であって有線放送⁽¹⁰²⁾でない。通信では、著作権法上の自動公衆送信となってしまう

⁽⁹⁷⁾ 平成12年法律第40号。第147回国会衆議院法務委員会議録10号 平成12年4月4日、1頁に白井日出男法務大臣の趣旨説明。

⁽⁹⁸⁾ 酒匂 前掲注⁽²⁸⁾ p.144.; 堀部編著 前掲注⁽²⁹⁾ p.141.; 宇賀・長谷部編著 前掲注⁽¹⁾ pp.159-160.

⁽⁹⁹⁾ 前掲注⁽⁸⁴⁾

⁽¹⁰⁰⁾ 堀部編著 前掲注⁽²⁹⁾ p.8.

⁽¹⁰¹⁾ 同上 pp.33-34, 38.

⁽¹⁰²⁾ 「放送法」等によれば、放送や有線放送は、公衆に直接受信されることを目的に送信される。

い、コンテンツを送信するためにはすべての権利者の許諾が必要となり、今後の発展性、利用の拡大、とくに地上波デジタル放送に切り替わる時期が迫っており、難視聴対策として利用しようとする時に非常に困ったことになる。一方、有線放送なら二次使用料を一括して支払えば済むのであり⁽¹⁰³⁾、平成18年に著作権法を改正して対応した⁽¹⁰⁴⁾。

このように速いスピードで大きく変化していく状況にあっては、これまでのような法的枠組みでは対応しきれないため、今後の高度情報化社会を見据えた枠組みを新たに再構築していく必要があるのではないかという考えがでてきている。例えば、前掲の不正競争防止法の対応における刑事罰導入に関する意見⁽¹⁰⁵⁾や、デジタルコンテンツの権利を守りつつ利用を促進するために、著作権法と離れたデジタルコンテンツ

法を制定するような提案がある⁽¹⁰⁶⁾。情報メディア法の考えもある⁽¹⁰⁷⁾。総務省でも、情報通信新法ということで放送と通信を一体と考えた法体系の検討を進めている。これについては中間報告⁽¹⁰⁸⁾が出されたが反対の声も多く聞かれる⁽¹⁰⁹⁾。

情報化の進展の状況を見てみると、豊かな情報を自由に使える状況が一層求められていくことは必然的な方向であると思えるが、当然、情報の保護を図っていくことは重要な課題であり、その間のバランスをとることが求められていくであろう。これに対しては、「情報法」という観点からもう一度法的枠組みを見直し、場合によっては枠組みを再構築するような対応が、今後、必要になってくるのではないかと考えられる。

(おおやま ひでひさ 議会官庁資料調査室)

別表 電子情報に対する主な法的対応状況

昭和59年 (1984年)	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
昭和60年 (1985)	著作権法改正（昭和60年法律第62号）～プログラムを著作物とする（ソフトウェア保護）
昭和61年 (1986)	著作権法改正（昭和61年法律第64号）～有線放送の定義を改め、有線放送事業者・有線通信・データベースを定義
昭和62年 (1987)	刑法改正（昭和62年法律第52号）～電磁的記録不正作出罪・同供用罪（161条の2）、電子計算機損壊等業務妨害罪（234条の2）、電子計算機使用詐欺罪（246条の2）、電磁的記録毀棄罪（258条、259条）公正証書原本不実記載罪（157条1項後段）
昭和63年 (1988)	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（行政機関電算機個人情報保護法）（昭和63年法律第95号）
平成2年 (1990)	不正競争防止法改正（平成2年法律第66号）～営業秘密の不正取得を不正競争行為、差止請求権の規定

⁽¹⁰³⁾ 甲野 前掲注⁽⁸⁶⁾ pp.2-26.

⁽¹⁰⁴⁾ 前掲注⁽⁸³⁾ ⁽⁸⁶⁾。IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信については、有線放送と同等と考えて補償金の支払いにより権利制限を設け、同時に有線放送の再送信にも報酬請求権を設けた。

⁽¹⁰⁵⁾ 「Ⅲ 法的対応状況 3 知的財産」の項、注⁽⁷⁾

⁽¹⁰⁶⁾ 小塚莊一郎「経済教室 著作権法離れ新制度作れ」『日本経済新聞』2007.1.31.

⁽¹⁰⁷⁾ 林紘一郎『情報メディア法』東京大学出版会、2005.

⁽¹⁰⁸⁾ 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」（座長：堀部政男）

〈http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070619_3_bs2.pdf〉

本稿校正中に最終報告書が公表された（12月6日）〈http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071206_2.html〉

⁽¹⁰⁹⁾ 例えば、「波紋広げる情報通信新法構想」『日本経済新聞』2007.10.13.；「通信と放送 融合多難」『日本経済新聞』2007.9.24.；「情報通信法構想 自由制約危惧も」『毎日新聞』2007.6.25.

平成5年 (1993)	不正競争防止法改正（平成5年法律第47号）～同法（昭和9年法律第14号）の全部改正
平成9年 (1997)	著作権法改正（平成9年法律第86号）～公衆送信権、送信可能化権創設
平成10年 (1998)	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号） 風俗営業等の規制及び業務の適正化法改正（平成10年法律第55号）～アダルト情報等の規制
平成11年 (1999)	不正競争防止法改正（平成11年法律第33号）～技術的制限手段の規制 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ処罰法）（平成11年法律第52号） 著作権法改正（平成11年法律第77号）～技術的保護手段の定義、回避装置等の製造・頒布等の規制、著作物に付されている権利管理情報の定義、その不正除去・改変等を規制 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）（平成11年法律第128号） 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号） 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）
平成12年 (2000)	商業登記法等改正（平成12年法律第40号）～商業登記法における電磁的記録情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置。公証人法における電磁的記録の認証、民法施行法における指定公証人が作成した電磁記録情報の承認 著作権法改正（平成12年法律第56号）～視聴覚障害者に対する公衆送信の承認 電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）（平成12年法律第102号） 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（IT書面一括法）（平成12年法律第126号） 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）（平成12年法律第144号）
平成13年 (2001)	通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号） 不正競争防止法改正（平成13年法律第81号）～ドメイン名の保護 電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号） 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（電子契約法）（平成13年法律第95号） 刑法改正（平成13年法律第97号）～支払い用カード電磁記録に関する罪 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）（平成13年法律第137号）
平成14年 (2002)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号） 特定商取引法改正（平成14年法律第28号）～広告宣伝メール規制 著作権法改正（平成14年法律第72号）～放送事業と有線放送事業者に送信可能化権 古物営業法改正（平成14年法律第115号）～インターネットオークションでの盗品販売防止 知的財産基本法（平成14年法律第122号） 有線電気通信法改正（平成14年法律第142号）～ワン切りに罰則 行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続きオンライン化法）（平成14年法律第151号） 行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号） 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）
平成15年 (2003)	不正競争防止法改正（平成15年法律第46号）～刑事罰の導入 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）（平成15年法律第57号） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）（平成15年法律第58号） 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人個人情報保護法）（平成15年法律第59号） 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）～出会い系サイトでの児童保護 著作権法改正（平成15年法律第85号）～遠隔授業における送信

平成16年 (2004)	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号） 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第150号）（e-文書法） 金融機関等による顧客等の本人確認および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成16年法律第164号）～金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法（平成14年法律第32号）の改正 消費者基本法（平成16年法律第70号）～消費者保護基本法の改正
平成17年 (2005)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号） 特定電子メールの送信の適正化法改正（平成17年法律第46号）～架空電子メールアドレスによる送信の禁止 不正競争防止法改正（平成17年法律第75号）～営業秘密の保護強化 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律第94号）
平成18年 (2006)	著作権法改正（平成18年法律第121号）～障害者福祉、薬事行政、特許審査関係などで権利制限
平成19年 (2007)	電子記録債権法（平成19年法律第102号）

（出典） 筆者作成

（注） 関係するすべての法律を列挙してあるわけではない。新規制定法については、以下の「参考資料」参照。改正法については、主な改正点を簡単に記載。

参考資料

電子情報の利用拡大とネットワークの進展に伴って、既存の法律が改正されたほか、新規にいくつかの法律が制定された。法律の目的等に制定の意味が記されているので、ここに参考資料として、本稿に関係があると考えられる新規制定法の制定時における目的や趣旨等を記載する。なお、用語については、第2条で定義されていることが多く、正確性を担保するために必要であるが、紙幅の関係で省略する。

「電気通信事業法」昭和59年法律第86号

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする事により、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」（行政機関電算機個人情報保護法）昭和63年法律第95号

第1条 この法律は、行政機関における個人情報

報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」平成10年法律第25号

第1条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ処罰法）平成11年法律第52号

第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及

び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（不正アクセス禁止法）平成11年法律第128号

第1条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」平成11年法律第137号

第1条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」平成11年法律第226号

第1条 この法律は、登記情報を電気通信回線を使用して提供する制度を設けることにより、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようにし、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

「電子署名及び認証業務に関する法律」（電子署名法）平成12年法律第102号

第1条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「書面の公布等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（IT書面一括法）平成12年法律第126号

書面の交付等を義務づける50本の法律を一括改正し、書面の代わりに情報通信技術を利用する方法を用いることを可能にした。

（第150回国会衆議院商工委員会（同会議録第4号、平成12年11月7日、1頁）における平沼赳夫通商産業大臣の趣旨説明は次の通りである）

第一に、民間における商取引において書面の交付や書面による手続を義務づけている関係法律について、書面の交付等にかえて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって府省令で定めるものにより提供をすることができることとし、その場合には、書面の交付等をしたものとみなす。

第二に、組合における議決権につき書面による行使等を義務づけている関係法律について、

組合員は、定款で定めた場合には、書面をもってする議決権の行使にかえて、議決権を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって府省令で定めるものにより行うこと等ができる。

「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」
(IT基本法) 平成12年法律第144号

第1条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」 平成13年法律第44号

第1条 この法律は、通信・放送機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

「電気通信役務利用放送法」 平成13年法律第85号

第1条 この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（電子契約法）平成13年法律第95号

1条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法（明治29年法律第89号）の特例を定めるものとする。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）平成13年法律第137号

第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（特定電子メール法）平成14年法律第26号

第1条 この法律は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
*特定商取引法とは、電子メールを利用した商業広告（迷惑メール）を規制する点で共通。しかし、特定商取引法は、商取引の適正化と消費者保護を目的とした規制で、一方、特定電子メール法は、送信規制を目的とした規制である。（堀部 前掲注²⁹ p.148.）

「知的財産基本法」 平成14年法律第122号

第1条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかん

がみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続きオンライン化法）平成14年法律第151号

第1条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」平成14年法律第152号

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」平成14年法律第153号

第1条 この法律は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めることにより、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図り、もって住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）平成15年法律第57号

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」平成15年法律第58号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）の全部を改正する。

第1条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」平成15年法律第59号

第1条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「情報公開・個人情報保護審査会設置法」平成15年法律第60号

第1条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」平成15年法律第61号

第1条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」平成15年法律第83号

第1条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」平成16年法律第81号

第1条 この法律は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）の基本理念にのっとり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の責務等を明らかにするとともに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の基本となる事

項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項を定めること等により、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）平成16年法律第149号

第1条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（e-文書法）平成16年法律第150号

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」平成17年法律第31号

第1条 この法律は、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」平成17年法律第94号
第1条 この法律は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等による被害が多数発生していることにかんがみ、これらのカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例等について定めるとともに、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、こ

れらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資することを目的とする。

「電子記録債権法」平成19年法律第102号

第1条 この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとする。